マーク概要
対＝対象（特記ない場合、区内在住・在勤・在学者）　日＝日時・日程　場＝会場　▶＝当日直接会場へ　講＝講師
費＝費用（特記ない場合、無料）　備＝ほかの情報（「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象）
申＝申込方法（特記ない場合、発行日時点で申込可）　問＝問合せ先
e e＝区のホームページ（右記二次元コード）から申込可（eはスマートフォン不可）　区HP 0000＝区のホームページ検索バーへの番号入力でページを表示

区の手続きや施設・イベント案内は せたがやコール 午前8時～午後9時（年中無休） ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100 問合せフォーム 区HP 120061

住民税非課税世帯へ 令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（追加給付分／7万円）を支給します

支給対象世帯

5年度住民税非課税世帯　ただし、次の**全ての要件**を満たす世帯が対象です。

①5年12月1日に区に住民登録があること
②世帯全員の5年度分の住民税均等割が非課税であること
③住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
④租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいないこと
⑤すでに他の自治体から世帯主として同趣旨の給付金（7万円）を受給した方がいないこと

※基準日（5年12月1日）以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた方で、基準日時点で区内で生活していたが、いずれの市区町村にも住民登録をしていなかった方は、基準日の翌日以降に区に住民票が作成され、他の支給要件を満たすときは、支給対象となります。
※扶養親族等とは、確定申告書や住民税申告書、年末調整（源泉徴収票）等に扶養親族として申告された方、16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者のことを指します。
例）親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外
※支給要件の詳細は 区HP 206696 をご覧いただくか、お問い合わせください。

支給額

対象世帯1世帯につき7万円 ※本給付金を複数回受給することはできません。

手続き方法

1 5年度住民税非課税世帯のうち、「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（3万円）」を受給した世帯（世帯構成や課税状況に変更があった世帯、代理人が受給した場合等は除く）

「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（追加給付分／7万円）」に関するお知らせ（ハガキ）を1月12日ごろに発送予定です。原則手続きは不要で、「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（3万円）」を受給された口座に振り込みます。

2 1以外の5年度住民税非課税世帯

該当すると思われる世帯の世帯主の方へ「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（追加給付分／7万円）支給要件確認書兼申請書」を2月9日ごろに発送予定です。必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

※5年6月2日以降に転入した方がいる等の一部世帯には、3月上旬の発送を予定しています。
※5年度住民税非課税世帯に該当する世帯であっても、課税状況の変更により非課税世帯になった場合等、ご自身でのお申し出が必要な場合があります。詳しくは、区HP 206696 をご覧いただくか、お問い合わせください。

返送（申請）期限／6年4月30日（消印）
担当＝保健福祉政策課臨時特別給付担当

区HP 206696

問 世田谷区重点支援給付金コールセンター ☎03-6738-9207（午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜、祝・休日、1月1～3日を除く。）

世田谷区マイナンバーカード専用窓口で電子証明書等の手続きができるようになりました（一部予約制）

世田谷区マイナンバーカード専用窓口で、電子証明書の発行や暗証番号の再設定等を行うことができます。事前に世田谷区マイナンバー制度コールセンター（☎・FAX後記）でご予約ください。取り扱い業務、持ち物や予約方法等詳しくは、区HP 206578 をご覧ください。引っ越しに伴うマイナンバーカードの継続利用・券面更新の手続きは、くみん窓口や出張所をご利用ください。

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

世田谷区マイナンバーカード専用窓口

所在地／太子堂4-1-1 キャロットタワー 2階
受付時間／午前9時～午後4時30分（月・水・金・土・日曜）、午前11時～午後6時30分（火・木曜）
※第3土曜とそれに続く日曜、祝・休日、12月29日～ 1月3日を除く。
担当＝マイナンバー担当課

問 世田谷区マイナンバー制度コールセンター ☎03-3570-5031 FAX044-555-4880（午前8時～午後6時 ※祝・休日、12月29日～1月3日を除く。）

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱などの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がいない場合の受診相談、療養中の体調変化や困りごとの相談

世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター
☎050-3665-7973（平日 午前8時30分～午後5時）
※1月1～3日を除く。

東京都新型コロナ相談センター
☎0120-670-440（24時間（土・日曜、祝・休日、年末年始を含む））

発熱患者に対応している医療機関のリスト

※必ず受診前に医療機関に電話で相談してください。
※受診の際は、マスクの着用をお願いします。

区HP 199397

新型コロナウイルス感染症について

療養期間の目安など、詳しくはこちら ▶▶▶▶▶▶▶
区HP 184143

新型コロナワクチン接種について

世田谷区新型コロナワクチンコール ☎0120-136-652（午前8時30分～午後5時30分（土・日曜、祝・休日を含む））
※1月1～3日を除く。